

若年性認知症の人と 支援者のためのガイドブック



山形県

はじめに

自分らしく暮らしたい…

「認知症」というと高齢者の病気と思われがちですが
働き盛りの世代の方でも発症することがあります
「若年性認知症」と診断され治療が始まって
不安や焦りは消えるどころか
ますます大きくなるでしょう
どうしていいのかわからない
誰に相談したらいいのかわからない
あなたに合った方法を見つけて
家族や身近な人も含めて
安心していただくためのハンドブックです
正しい理解と適切な支援で
自分らしい暮らしを続けていきましょう

表紙の写真

県内にお住まいの若年性認知症の方の撮られた写真です。

～本人の声～

空の雲や道端の花々など、今まで気に留めなかったことに目がいくようになりました。積極的に活動し、好きな写真を撮り続けています。



目次

第一章 医療的な支援

- 1 若年性認知症を知ろう 4
若年性認知症とは 若年性認知症の特徴 早期発見・早期治療 認知症チェックリスト
受診する医療機関 診察に役立つ情報 その他の治療施設 その他の相談機関
自動車運転について

第二章 仕事について

- 1 就労継続のための支援制度 8
雇用を継続するために 利用できる制度と手続き ジョブコーチ制度を活用しての就業継続
休職・退職等に関わる就業規則の確認及び傷病手当の申請
- 2 両立支援とは 10
両立支援の概要 両立支援の相談先 両立支援のメリット
- 3 退職することになったら 11
再就職を希望するとき 退職となった場合の手続きについて 福祉的就労を希望する場合
- 4 社会とつながっていくために 14
ボランティア活動 地域のサロン活動 スポーツ・文化施設等の利用 認知症カフェ
家族会・つどい 若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」
- 5 介護が必要になったとき 15
介護保険制度のサービス 高額介護サービス費 介護休業制度
- 6 支援事例 17

第三章 これからのこと

- 1 これからのこと 意思決定支援 18
認知症になったことで ACP（アドバンス・ケア・プランニング）をはじめませんか？
生活を支える制度

第四章 経済的な支援

- 1 医療を受けるときに利用できる制度 20
自立支援医療 限度額適用認定証 減額認定証 高額療養費制度 指定難病の医療費助成制度
重度心身障害（児）者医療給付制度 高額医療・高額介護合算療養費制度
- 2 仕事をしながら利用できる制度・退職した後に利用できる制度 21
傷病手当金 雇用保険による失業給付
- 3 障がい認定されてから利用できる制度 22
障害年金 特別障害者手当 精神障害者保健福祉手帳
- 4 各種保険料・ローンの支払いが難しいとき 23
各種税金の支払い 国民年金保険料免除・納付猶予制度 住宅ローンの債務弁済
生命保険の高度障害認定
- 5 お子さんの方が利用できる制度 24
教育費の支援制度 母子父子寡婦福祉資金
- 6 その他生活に困ったときに利用できる制度 25
生活福祉資金貸付制度 生活保護制度

若年性認知症の支援 フローチャート

自立

気づき

受診、診断

配置転換、休職、転職

初期

軽度

病状の経過や程度は様々です

中等度

<p>治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリスト ・受診相談 <p>いつもと違うと思ったら早めの相談、受診 →4～5ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療制度（通院費） ・指定難病の医療費助成制度 ・限度額適応認定証（通院費／入院費） ・減額認定証（入院食事代） ・高額療養費制度 <p>医療費軽減を医療機関や市町村へ相談する →20～21ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ、家族会、各種つどい <p>病気や対応方法を知る、専門家に相談するなど今後に備える →6ページ、14ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の返納、その後のサービス受給（タクシー券バス回数券など） <p>自主返納者に対する支援があります→7ページ</p>
<p>就労</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の同僚、上司や産業医に相談 <p>職場で変化や気づきを大切に早期治療につなげましょう→8ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援 ・ジョブコーチ ・ハローワーク ・傷病手当金制度（休職4日目～） <p>仕事と治療の両立を考える →8～10ページ</p>
<p>生活・経済</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ACP（アドバンス・ケア・プランニング） <p>今後のライフプランを考え始めることをお勧めします →18～19ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳（初診から6か月後に申請できる） ・手帳による割引制度の活用 ・重度心身障害者医療給付制度（手帳1級のみ該当） <p>福祉制度の活用 →21～22ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育費（授業料、奨学金）、住宅ローン、生命保険に関する支援制度 ・生活費に関する支援相談 <p>教育資金や生活費に関する制度 →23～25ページ</p>

若年性認知症に関しては、若年性認

若年性認知症支援コーディネーターは、ご本人の就労のことや居場所のことなど自分らしい生活を維持できるよう各種制度の活用や関係機関と連携し支援を行います。ご自分やご家族の病気を心配している方、診断を受けてこの先の不安を抱えている方、仕事を続ける上でお悩みの方は、若年性認知症支援コーディネーターへご相談ください。

退職

要介護状態

重度

<ul style="list-style-type: none">・精神科デイケア・認知症デイケア <p>→6ページ</p>	<ul style="list-style-type: none">・介護保険申請 <p>無理のない生活をするためにも家族の負担軽減に取り組みましょう</p> <p>→15ページ</p>
<ul style="list-style-type: none">・雇用保険による失業給付→21ページ・職業相談、職業準備支援（ハローワークまたは地域障害者職業センター）・福祉的就労、就労移行支援、就労継続支援A型B型（相談支援事業所） <p>福祉的就労など働き続ける方法もあるので相談しましょう</p> <p>→11～13ページ</p>	
<ul style="list-style-type: none">・障害年金（初診から1年半後に申請可能） <p>老齢年金を受給する前に障害年金を受給できます</p> <p>→22ページ</p>	<ul style="list-style-type: none">・高額医療・高額介護合算療養費制度・介護休業制度・福祉サービス利用援助事業・成年後見制度・特別障害者手当 <p>→16ページ、19ページ、22ページ</p>

知症支援コーディネーターへ相談を

山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェ

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 昼12時～午後4時

電話：023-687-0387 Email：kazokunokai@camel.plala.or.jp



第一章

医療的な支援 ～早期治療、早期対応で今後の見通しを考える～

1 若年性認知症を知らう

若年性認知症とは

認知症は、何らかの原因で脳の機能が持続的に障がいされ、記憶・判断力などが低下し、日常生活に支障をきたす脳の病気です。65歳未満で発症した場合「若年性認知症」といいます。初期症状として、もの忘れ、頭痛、めまい、不眠、不安、憂鬱感、意欲低下等が現れ、うつや更年期障害など他の病気に間違われやすく治療が遅れることも少なくありません。

若年性認知症の特徴

最初に気づく症状としては「もの忘れ」や「職場や家事などでのミス」が多く見受けられます。発病は55歳～64歳が最も多く、発病を契機に経済的に困窮する可能性があります。（令和2年日本医療研究開発機構認知症研究開発事業 若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システム 若年性認知症の実態調査）

しかし、最近では若年性認知症においても医療や保健・福祉等の制度を活用して「治療しながら働く」という考え方が広まってきています。（詳しくは第二章に記載しています）また、若年性認知症の方の子の養育や親の介護が重なることがあるなど課題が多岐にわたることが特徴です。

早期発見・早期治療

早期の治療開始で病気の進行を遅らせたり、症状を改善できるものもあり、原因疾患によっては治療で治るものもあります。

ご本人の判断力が保たれている段階で生活設計も考えることが大切です。



「ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）」もご参照ください。

18
ページ

認知症チェックリスト ～こんな症状に心当たりありませんか？～

〈職場〉

- 約束や日時を忘れる
- 相手の名前や顔を覚えられない
- ミスが続きクレームを受けることが増えた
- 今まで出来たことが出来なくなる
- 責任感などが減退し、業務を放棄する
- 作業途中で忘れてしまう

*初期は表面化せず、気づくのに遅れがちです。職場で変化に気付いても、本人に指摘しづらかったり、ご家族へ伝えられた時点で症状が進んでいる場合もあります。

〈家庭〉

- 家の中が乱雑になる
- 在庫を忘れて同じ商品を買ってしまう
- 同じ食事が続く、メニューを考えられない
- 性格変化（怒りっぽい、うたがいがち、心配性等）
- 自動車運転でミスが増え、危険運転が増える
- 道順を忘れる
- 食事の好みが変わった
- 幻視がある（周りの人には見えないものが見える）
- 万引き、軽犯罪など違法行為を繰り返す

受診する医療機関 ～何科を受診したらよいのでしょうか？～

認知症疾患医療センターには認知症専門医と専門相談員がいます。診断の際には、問診、脳MRIによる画像診断や心理検査などを行ないます。

認知症初期には確定診断が難しい場合もありますので、できるだけ認知症の専門医を受診しましょう。受診する場合は「物忘れ外来」など認知症を専門に診ている診療科をお勧めします。前もって電話などで病院に確認すると良いでしょう。

医療機関案内 県内の認知症専門医療機関です。その他の精神科病院でも対応可能です。

篠田総合病院 認知症疾患医療センター	電話 023-623-1711
佐藤病院 認知症疾患医療センター	電話 0238-43-6040
日本海総合病院 認知症疾患医療センター	電話 0234-26-2001
PFC HOSPITAL 認知症疾患医療センター	電話 0233-22-2125
国立病院機構山形病院 認知症疾患医療センター	電話 023-681-2303

確定診断が大切なので
専門病院をお勧めします
最寄りの精神科でも
ご相談できます

《受診のポイント》

普段の様子を知っている人が受診に付き添う。本人の様子や変化をメモし、診察に持参する。

《持ち物》

保険証、お薬手帳、かかりつけ医の紹介状、経過のメモ、相談したいことのメモ

診察に役立つ情報 ～経過を思い出してメモを～

1. 症状はいつ頃からありますか？
①最近（1ヶ月位前） ②3か月前 ③半年位前 ④1年以上前
2. 今、どんな症状がありますか？ またはどんなことが気になりますか？（複数回答可）
もの忘れ、意欲低下、憂うつ、不安、興奮、暴言暴力、幻視、幻聴、妄想、徘徊、多弁、多動、不眠、過眠、過食、食欲低下、不潔行為、その他（ ）
3. 本人またはご家族が、今、困っていることは何ですか？（複数回答可）
①予定外のことが起きると、どうして良いか分からなくなる。
②仕事や約束を忘れて苦情を言われることが多くなった。
③料理が作れない、または同じメニューが続く。
④買物で小銭の計算が出来ず、札ばかり出している。
⑤話のつじつまが合わない、理解できない。
⑥以前と比べて人柄が変わる。（怒りっぽくなったり、不安が強くなる）
⑦入浴、着替えをしなくなり、身だしなみにも気を遣わなくなった。
⑧その他（ ）
4. 既往歴や治療中の病気はありますか？ 例：高血圧、糖尿病、高コレステロールなど
（ ）

その他の治療施設

- 精神科デイケア…精神科病院、精神科クリニックの併設施設です。様々な活動を行う通所施設です。治療の一環のため主治医にご相談ください。
- 認知症デイケア…精神科病院、精神科クリニックの併設施設です。認知症の進行予防・改善を図ります。様々な活動を通して、身体機能や生活能力の維持・向上、仲間作り、介護者の負担軽減などを目的としています。治療の一環のため主治医にご相談ください。

その他の相談機関

- 若年性認知症支援コーディネーター
若年性認知症の方やご家族からの相談を専門的に支援しています。
山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェ
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 昼12時～午後4時
電話 023-687-0387 Email : kazokunokai@camel.plala.or.jp
- 若年性認知症コールセンター
介護の悩みや経済問題の相談、利用出来る制度や社会資源の情報提供などをわかりやすくお伝えします。
月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後3時
フリーコール（無料）：0800-100-2707
メールでの相談も受け付けています。詳しくはホームページからアクセスしてください。
HP <https://y-ninchisyo.tel.net/>
- 認知症カフェ
認知症カフェとは、認知症の人やその家族をはじめ、認知症の人に関わる専門職や、地域住民の誰もが気軽に集い、参加することができる場所のことです。県のホームページに一覧を掲載しています。
HP <https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/ninchi/ninchishoucafe.html>
- 全国若年性認知症家族・支援者連絡協議会
全国各地の若年性認知症本人、家族会や支援機関の団体です。同じ疾患の方でしか話せない、分かち合えないことがあります。
月曜日、水曜日、金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後5時
電話 03-5919-4186

自動車運転について

道路交通法で「認知症」と診断された方の運転は禁止されています。運転免許証の返納・停止に関しては、山形県総合交通安全センター電話 023-655-2150または最寄りの警察署までご相談ください。

◀山形県運転免許証自主返納者等サポート事業▶

自主返納者は「運転経歴証明書」等を提示することで協賛店独自のサービスや特典を受けることができます。山形県ホームページより「運転免許証自主返納者等サポート事業」で検索してください。

*各市町村では自主返納者に対してタクシー券やバス回数券などを配布しております。事業内容は各市町村で異なりますのでお住まいの市町村にお問い合わせください

山形県では 運転免許証返納後の生活を

「山形県運転免許証 自主返納者等サポート事業」

で支援しています!

運転免許証を返納された65歳以上の方

運転経歴証明書



「運転経歴証明書交付済シール」を貼付したマイナンバーカード



運転経歴証明書 又は「運転経歴証明書交付済シール」を貼付したマイナンバーカードを 県内の協賛店に提示していただくと、**特典やサービス**を受けることができます!

運転経歴証明書や交付済シールってなに?

・運転免許証に代わる公的な本人確認書類として利用することができる証明書です。「運転免許証を自主返納してから5年以内の方」又は「運転免許証の有効期限切れ(失効)後5年以内の方」が、申請により交付を受けることができます。

・「運転経歴証明書交付済シール」については、運転経歴証明書申請時に別途申請することができます。

どこに申請すればいいの?

山形県総合交通安全センター(即日交付)又は住所地を管轄する警察署(約2週間後に交付)で申請できます。



協賛店は このステッカーが目印です!

「運転経歴証明書」の申請手続きに必要なもの

- ① 申請による運転免許証の取消通知書(コピー不可) ※自主返納と同時に申請する場合は必要ありません。
- ② 住所、氏名及び生年月日が確認できる下記のいずれかの書類
・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療保険被保険者証 ・マイナンバーカード(顔写真付きのもの)
- ③ 運転免許証 ※失効又は既に自主返納した方で元来運転免許がない場合は必要ありません。
- ④ 住民票(コピー不可、山形県内住所のもので発行日から6か月以内のもの、個人番号の記載がないもの)
※運転免許証や取消通知書の記載内容に変更がなければ必要ありません。
- ⑤ 交付手数料 1,100円
- ⑥ 写真(縦3cm×横2.4cm、無背景、正面、無帽、上三分身のもの)1枚
※代理申請及び山形・上山・天童・寒河江・村山警察署で申請する場合のみ必要となります。

申請料一貫は、最寄りの総合支庁、市町村、警察署に設置しています。又は **山形県自主返納者支援センター** 無料

お問い合わせ先 **山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課** ☎ **023-630-2460**

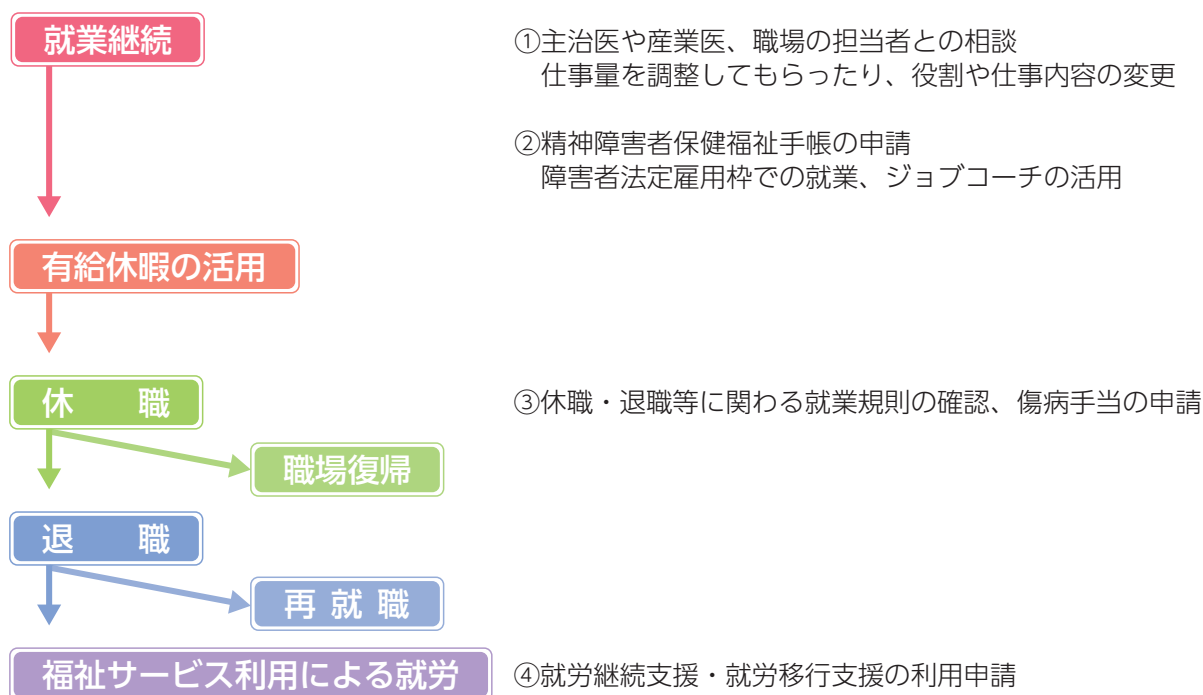
第二章 仕事について

1 就労継続のための支援制度

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今いる職場で続けて働くことを考えましょう。また、今の職場を離れた場合も再就職や福祉サービス利用による就労の方法なども考えられます。

治療しながらも就業継続することを検討するための流れについて、以下のとおり「就労フロー図」にまとめましたので参考にしてください。なお、それぞれの相談・申請等についても記載しています。

就労フロー図



雇用を継続するために

主治医や産業医、職場の担当者との相談（フロー図①）

上司や人事担当者、主治医、産業医等と相談し、職場の理解を得られるようにします。仕事の内容や勤務形態の見直し等の配慮を検討してもらうことで、同じ会社で仕事を続けられる場合があります。

利用できる制度と手続き

精神障害者保健福祉手帳の申請（フロー図②）

認知症と診断され、一定の精神障がいの状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」が申請できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合があります。これらの手帳を取得することで、企業の障害者雇用枠で働き続けることが可能になる場合があります。

本人に適した働き方を続けられるよう地域障害者職業センター等による専門的支援を受けることもできます。



ご参照ください→

10
ページ

～申請の流れ～

- 市町村から必要書類（申請書・所定の診断書様式、同意書）をもらいます。
- 主治医から診断書を作成してもらいます。
- 申請書・診断書・写真、マイナンバーカードを添えて市町村窓口へ申請してください。（申請から決定まで概ね2か月を要します）

障害者手帳の取得は、在職中に！

在職中に障害者手帳を取得することで、障がい者雇用枠での雇用継続や雇用保険の失業給付日数が伸びるなどのメリットがあります。

◆障害者雇用枠の利用

一般企業では常用雇用労働者の2.3%、国・地方公共団体・特殊法人2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%の障がい者を雇用することが義務づけられています。

障害者手帳の取得による障害者雇用率への算定により雇用継続が可能にならないか勤務先に相談してみましょう。精神障害者保健福祉手帳は初診から6か月以上経過した時点から申請が可能です。早期受診が重要です。

なお、今後法定雇用率が段階的に引き上げられる見込みです。

ジョブコーチ制度を活用しての就業継続

～職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業とは？～

◆概要

障がい者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。

◆支援の内容

障がいのある方には職務遂行や職場内のコミュニケーション、健康管理などに関するアドバイスや支援を行います。併せて、職場の方には障がい特性に配慮した雇用管理方法や配置・職務内容の設定に関する支援を行います。

HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/06a.html

休職・退職等に関わる就業規則の確認及び傷病手当の申請（フロー図③）

発症後、すぐ職場から退職を勧められることもあります。その際にも即断はせず、まずは治療に専念するために休職することも選択肢の一つです。休職している間に今後の生活について考えていくことが重要です。



ご参照ください→

21
ページ

2

～両立支援とは～「治療」と「働くこと」を両立させるということ 病気や仕事のことで、一人で悩みを抱えていませんか？

両立支援の概要

近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。そして病気＝すぐ離職、という状況が必ずしも当てはまらなくなってきています。

若年性認知症についても医療や保健・福祉等の制度を活用して、「治療しながら働く」考え方が広まってきています。

労働者が業務によって疾病を増悪させることなく、治療と仕事の両立を図るための取組を企業が行うことは、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、企業としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあると考えられます。

治療と仕事の両立支援を行うに当たっての留意事項

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1)安全と健康の確保 | (2)労働者本人による健康管理 |
| (3)労働者本人の申出 | (4)治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応 |
| (5)個別事例の特性に応じた配慮 | (6)対象者、対応方法の明確化 |
| (7)個人情報の保護 | (8)両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性 |

両立支援の相談先

山形県内において「治療」と「仕事」の両立を支援している機関は以下のとおりです。

独立行政法人 労働者健康安全機構 山形産業保健総合支援センター

電話 023-624-5188 FAX 023-624-5250

〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4階

HP <https://www.yamagatas.johas.go.jp/>

E-mail : sanpo06-kenkou@yamagatas.johas.go.jp

若年性認知症においてもご本人を中心に据え、両立支援コーディネーターが医療機関と勤務先の間で治療や勤務に関する様々な情報を共有し、仲介・調整の役割を担っています。

両立支援のメリット

「両立支援」により、治療を受けながらの仕事の継続、安心感やモチベーションの向上、収入を得ること、働くことによる社会への貢献等のメリットがあります。

3 退職することになったら

再就職を希望するとき

○ハローワーク（公共職業安定所）

就職を希望する方の求職登録を行い、障がいの状態や適性、希望職種に応じ、きめ細やかな職業相談、職業紹介、職場適応指導を受けることができます。

○障害者就業・生活支援センター

障がいのある人に対し、就業面での支援（就職するため、仕事を続けていくための支援）及びそれに伴う生活面の支援（生活習慣や日常生活の管理に関する助言など）を一体的に行います。

また、事業主からの相談に応じ、障がいのある人の雇用に関する助言等も行います。

お問い合わせ先（月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時／祝日・年末年始を除く）

村山障害者就業・生活支援センター ※土曜日も午前9時～午後1時まで開所

〒990-2322 山形市桜田南1-19 電話 023-615-8152 FAX 023-665-1415

最上障害者就業・生活支援センター

〒996-0085 新庄市堀端町8-3 電話 0233-23-4528 FAX 0233-32-0250

置賜障害者就業・生活支援センター

〒993-0085 長井市高野町2-3-1 電話 0238-88-5357 FAX 0238-88-5368

庄内障害者就業・生活支援センター

〒998-0865 酒田市北新橋1-1-18 電話 0234-24-1236 FAX 0234-43-0511

○地域障害者職業センター

障がい者の雇用促進と職業の安定を図るため障がい者や事業主に対し、ハローワークや関係機関と連携し就労のための相談からアフターケアまで様々な支援を行っている機関です。

●職業評価・職業相談

就職の希望等を把握した上で職業適性を評価し、必要な相談・指導を行い、これらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。

●職業準備支援

就職又は職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。職業相談・職業評価、職業準備支援などは初めに面談が必要です。まずはお電話でご相談ください。

お問い合わせ先（月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時／祝日・年末年始を除く）

山形障害者職業センター

電話 023-624-2102 FAX 023-624-2179

〒990-0021 山形市小白川町2-3-68

～退職となった場合の手続きについて～

①雇用保険

再就職を目指していく過程において、「失業給付」を受ける選択肢もあります。

ハローワークにて求職の申し込みをした上で「失業認定」を受けることで受給することもできます。

②健康保険

退職となった際には次の3つの選択肢があります。

- 現在加入の保険を一定の条件で任意で継続する。
- 国民健康保険への切りかえる。
- 家族の健康保険に加入する。



ご参照ください→

21
ページ

福祉的就労を希望する場合

障害者総合支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援といった障害福祉サービスを利用した福祉的な就労により就業が可能になる場合もあります。

○就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

対象者：就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

○相談支援事業所

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型事業所）を利用するには相談支援事業所への相談、利用のための計画作成をしてもらう必要があります。

○就労継続支援A型事業所

「労働者」として働きながら、一般企業への就職を目指すためのサービス。

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指します。

対象者：企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）

○就労継続支援B型事業所

就労機会と生産活動を通じて、次のステップを目指すためのサービス。

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方などに対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します

対象者：就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

4 社会とつながっていくために ～居場所・仲間づくり～

若年性認知症と診断された後も、本人の思いを尊重し、障がいの特性に配慮しながら、外出や趣味を楽しんだり、軽作業を行ったりすることができます。

○ボランティア活動

障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する方としてではなく、ボランティアとして活動していただくことにより、役割を持つことにもつながり、本人の自尊心の向上や活動継続への意欲も維持されます。ご本人の状態に合わせてできることに携わっていただくことが重要になっています。

○地域のサロン活動

地域で行われている運動サークルやお茶のみサロンなどに参加して気軽な気持ちで過ごす方法もあります。運動やメンバーとの交流により一人では続かないことでも様々な刺激を受けながら悩みを安心して口にでき、互いに共感し合ったり、励まし合ったりすることで、仲間同士で支え合うきっかけとなります。

○スポーツ・文化施設等の利用

障害者手帳を提示することで、公共施設、スポーツ施設、観光施設、娯楽・レジャー施設、映画館など多くの施設が割引サービスを行っています。

○認知症カフェ

認知症の人とその家族、支援者や地域の方々など、どなたでも気軽に利用できます。各市町村にカフェがあります。



「認知症カフェ」に関するお問い合わせ先
→山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェ
電話 023-687-0387

○家族会・つどい

介護家族が集まり介護の相談、情報交換、勉強会などを行います。「一人だけじゃない」「仲間がいる」と多くの介護者が参加されています。“つどい”に参加できない場合でも、ひとりで悩まず家族会にご相談ください。少しでも心が軽くなり元気を出してもらえるよう介護経験者が相談に応じます。



「家族会・つどい」に関するお問い合わせ先
→山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェ
電話 023-687-0387

○若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」

認知症の人と家族の会山形県支部と篠田総合病院 認知症疾患医療センターが実施しているつどいです。実施日については山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェ（電話 023-687-0387）にお問い合わせください。

5 介護が必要になったとき

介護保険制度では、介護サービス費用の1割～3割を自己負担します。若年性認知症の場合、65歳未満でも40歳以上であれば特定疾患として介護保険が利用できます。市町村がどの程度の介護が必要か認定し、利用者の状況に合わせて必要なサービスを総合的に提供する仕組みです。



「介護保険制度」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村または地域包括支援センター

介護保険制度のサービス

ご利用にあたっては、お住いの地域を所管する地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）にご相談ください。

出かけて利用するサービス

通所介護（デイサービス）
地域密着型通所介護（デイサービス）
通所リハビリテーション（デイケア）
認知症対応型通所介護（デイサービス）
短期入所生活介護（ショートステイ）
短期入所療養介護（ショートステイ）
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

住まいで利用するサービス

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護

入所（居）する施設

介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）
地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護

<介護保険外の施設>

軽費老人ホーム（ケアハウス）
養護老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅

高額介護サービス費

ひと月に支払った介護保険サービスの自己負担額（1割、2割または3割負担分）が高額になり合計して上限額を超えた場合は、申請により高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

※以下の負担額は、高額介護（介護予防）サービス費の対象となりません。また、介護保険料の滞納により給付が制限されている方には、支給されない場合があります。

- 福祉用具購入費または住宅改修費の1割、2割または3割自己負担分
 - 施設入所またはショートステイ等の食費、居住費（滞在費・宿泊費）、その他日常生活費など
 - 要介護状態区分別の支給限度額を超えて利用したときの利用者負担
- なお、令和3年8月サービス利用分から、一部の方の自己負担上限額が変更になっています。

介護休業制度

以下の制度は、事業所規模に関わらず、すべての事業所が対象となります。

介護休業制度

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、対象家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割して、介護休業を取得することが可能
- 有期契約労働者は、以下の要件をすべて満たす方であれば、介護休業を取得することが可能
 - ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
 - ② 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月経過する日までの間に、労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

短時間勤務等の措置

- 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者について、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な、次のいずれかの措置を講じることを事業主に義務付け
 - ① 短時間勤務制度
 - ② フレックスタイム制度
 - ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④ 介護費用の助成措置

所定外労働の制限

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、残業を制限

育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止

- 上司・同僚からの育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付け

問合せ先：山形労働局雇用環境・均等室
(電話023-624-8228)

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、年5日（2人以上の場合は年10日）、1日又は半日単位で介護休暇を取得することが可能（令和3年1月1日からは、1日又は時間単位での取得が可能）

時間外労働の制限

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

深夜業の制限

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、深夜の労働を制限

不利益取扱いの禁止

- 育児休業、介護休業等を申出・取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

6 支援事例

事例①

自身の健康管理についてアドバイスをもらいながら就職活動をつづけています。

50歳（男性）Aさんは、一人暮らし。企業に勤めていましたが、怒りっぽさがある一方で気持ちが沈みがち、予定を忘れてしまうこともあったことから「うつ」を疑い受診したところ若年性認知症と診断されました。勤務形態変更や休職期間を経て治療を受けましたが残念ながら退職となりました。その後、ハローワークにて求職相談を行っていました。就職活動にあたり健康管理にも不安がある状況でした。

→就職先が見つかり、同時に障害者就業・生活支援センターの紹介を受け職場へのフォロー、本人への相談対応が開始されました。その経過の中で健康管理にも不安があることが分かり、地域包括支援センター並びに行政保健師に情報提供があり、定期訪問が開始され、見守りがなされています。

※就労継続にあたり、ご本人の心身の状態が安定していること、かつ職場内外でのフォローは重要です。

事例②

家での役割を見出しつつ、社会参加の機会を模索しています。

62歳（女性）Bさんは夫と娘との3人暮らし。もともと社交的で家事もテキパキこなしていました。ところが仕事でもミスが増え、次第に自信を無くしてきたこともあり、職場に迷惑をかけまいと退職することとなりました。再び仕事をしたいと思っていましたが家事段取りもできず一人で過ごすこともできなくなり受診、若年性認知症と診断されました。夫や娘は日中仕事があり見守りすることが難しい状況でした。

→診断があることから精神障害者保健福祉手帳を取得。就労意欲はあるものの一般企業での就労は困難との判断から障害福祉サービスでの就労を検討、就労継続支援B型事業所の利用となりました。その後、介護を要する状態になったことから介護保険申請を行い、デイサービスを利用する運びとなりました。

※本人・家族の意向を確認しつつ心身の状態にあわせたサービス調整を行ったものです。

◎2つの事例でのポイント

1. 本人の状態を踏まえた就労支援、障がいと介護保険それぞれのサービス利用についての支援を行った。
2. 本人が利用しやすい環境づくり（動機づけ）にも配慮した。
3. 本人だけでなく、家族への支援（心理的ケアなど）も行った。
4. 心身の状態、生活状況にあわせた支援を行った。

1 これからのこと、～意思決定支援も含めて～

認知症になったことで

若年性認知症は高齢の場合と症状は大きくは変わりませんが、若い年齢で発症するという点での特徴や影響があります。

これまでのように仕事を続けることが難しくなり、家計を支えている方が発症すると経済的ダメージが大きくなります。それは家族の生活にも大きな影響を及ぼします。将来設計の変更を余儀なくされ、本人だけでなく、家族の方にとっても精神的ダメージは大きくなります。

若年性認知症は発症年齢が若いことから子どもが未成年であることも多く、養育や進学など親が必要とされる時期と重なりやすくなります。更に親の介護と重なることもあり、家族で乗り越えなければならない課題が増加します。また、認知症によって親の様子が徐々に変わっていくことは、子どもにも不安をもたらします。

認知症は高齢者が発症するものであるというイメージが強く、若年性認知症は周囲から理解されにくいことも特徴のひとつです。

発症すると、これまでできていたことができなくなり、本人のみならず家族も戸惑うこともありますが、本人のペースに合わせるように心がけましょう。できなくなったことばかりに目を向けるのではなく、ひとつひとつ着実にできることを続けていける工夫が必要となります。

自分はどのように生きたいか、また、家族はどう生きてほしいか等、後になって後悔しないために思いを確認しておくことが望まれます。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称『人生会議』)をはじめませんか？

人はそれぞれ人生観や思いに基づく人生設計を持って将来のことを考えています。

それは、医療についても同じことが言えます。

これから受ける医療やケアについて、自分の考えを家族・代理人や医療者と話し合っ、「私の心づもり」として文章に残すことで、希望や思いが医療やケアに反映されます。

その手順をACPと呼んでいます。

これからの豊かな人生を目指して、一緒に考えてみましょう。

～ACPの手順～

Step 1 希望や思いについて考えましょう

Step 2 健康について学び、考えましょう

Step 3 あなたの代わりに伝えてくれる人を選びましょう

Step 4 希望や思いについて話し合しましょう

Step 5 考えを「私の心づもり」に書きましょう

※希望や思いは時間とともに変化したり、健康状態によって変わる可能性があります。その都度「私の心づもり」を見直して書き直して構いません。



(出典元：広島県地域保健対策協議会)

生活を支える制度

○ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。



「ヘルプマーク」に関するお問い合わせ先
→県またはお住まいの市町村

○財産や日々の金銭管理、福祉サービス利用支援

①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

在宅で生活されている判断能力に不安がある認知症の人、知的障がいのある人、精神障がいのある人が安心して自立生活を送れるように、社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの適切な利用や日常の金銭管理等を支援する制度です。



「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村社会福祉協議会

②成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



「成年後見制度」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村または家庭裁判所

第四章

経済的な支援

～経済保障を充実し、本人と家族の生活も支えていく～

1

医療を受けるときに利用できる制度

自立支援医療（精神通院医療）

若年性認知症の診断を受けて通院治療する場合、指定の医療機関や薬局で払う医療費の自己負担が原則1割に軽減されます。ただし、世帯の所得等に応じて毎月の自己負担の上限額が定められます。



「自立支援医療（精神通院医療）」に関するお問い合わせ先
→通院先の医療機関またはお住まいの市町村

限度額適用認定証

同一月に同一医療機関での医療費を減額できます。世帯所得によって自己負担額が決まります。



「限度額適用認定証」に関するお問い合わせ先
→通院先の医療機関またはお住まいの市町村

減額認定証

住民税非課税世帯の方は入院中の食費が減額されます。



「減額認定証」に関するお問い合わせ先
→通院先の医療機関またはお住まいの市町村

高額療養費制度

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後で払い戻される制度です。70歳未満の方で医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。



「高額療養費制度」に関するお問い合わせ先
→現在加入中の健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合

指定難病の医療費助成制度

認知症のうち、「前頭側頭葉変性症」と診断を受けた場合、指定難病の医療費助成の対象になることがあります。この医療費助成の対象になると、当該疾患にかかった医療費については自己負担が2割に軽減されます。（通常の窓口負担が1割や2割の方は、負担割合は変わりません。）また、世帯の所得の状況に応じて毎月の自己負担の上限が定められます。



「指定難病の医療費助成制度」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村を管轄とする保健所

重度心身障害（児）者医療給付制度

精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方や障害年金1級等を受給している方は、医療費の自己負担割合が1割になる制度があります。

所得によっては、自己負担額が0円になる場合もあります。



「重度心身障害（児）者医療給付制度」に関するお問い合わせ先
→通院先の医療機関またはお住まいの市町村

高額医療・高額介護合算療養費制度

各医療保険における世帯内で1年間の医療費と介護保険自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請により払い戻されます。所得により上限額があります。



「高額医療・高額介護合算療養費制度」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村

2 仕事をしながら使える制度・退職した後に利用できる制度

傷病手当金

「全国健康保険協会（協会けんぽ）」または「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方が病気やけがで仕事を休み、給料がもらえないとき、その間の生活を保障するための「現金給付制度」です。



「傷病手当金」に関するお問い合わせ先
→現在加入中の健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合

雇用保険による失業給付（基本手当）

失業された方が再就職までの生活を安定して送りつつ、就職活動を支援するため、失業された方や教育訓練を受けられる方に対して失業給付が支給されます。

失業給付をもらうためには、ハローワークで必要書類を提出するなどの手続きが必要です。

また、退職後、病気などやむを得ない理由で働けない状態が30日以上続いた場合は、ハローワークへ働くことができなくなった日の翌日から1か月以内に受給期間延長手続きを行うことができます。



「失業給付」に関するお問い合わせ先
→ハローワーク

3 障がい認定されてから利用できる制度

障害年金

病気やけがをして障がいの状態になってしまったときに受け取ることができる年金です。初診日*の1年6ヶ月経過後に申請できます。(※初診日:障がいの原因になった傷病について初めて医師の診断を受けた日)ただし、公的年金の受給資格があり、保険料納付要件を満たしていることが必要です。受給には申請が必要です。

「障害年金」に関するお問い合わせ先



→通院先の医療機関

または

- ・国民年金加入者の方→市町村、年金事務所
- ・厚生年金保険加入者の方→年金事務所
- ・公務員の方→各共済組合

特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給するものです。条件によって対象外になる場合もありますので、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

支給要件：精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

支給月額：27,300円（令和4年4月）

支払時期：原則毎年2月、5月、8月、11月にそれまでの前月分までが支給



「特別障害者手当」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患（認知症を含む）により長期にわたり日常生活等に制約がある方を対象として交付されるもので、等級は1級から3級まであります。手帳の交付を受けるためには、その精神疾患で医療機関に初めてかかった日（初診日）から6か月以上経過していることが必要です。更新の手続きは2年ごとに行います。

この手帳が交付されると、税金の控除や減免、公共交通機関の運賃の割引等のサービスを受けることができます。ただし、等級によってサービスの内容が異なる場合があります。



「精神障害者保健福祉手帳」に関するお問い合わせ先
→通院先の医療機関またはお住まいの市町村

4 各種保険料・ローンの支払いが難しいとき

各種税金の支払い

健康保険税や住民税などを納めるのが難しい場合は、お住まいの市町村へ相談しましょう。支払い方法などの相談に応じてくれますし、障がい者手帳（10ページ参照）をお持ちであれば障がい者控除を受けることが出来る場合があります。



「各種税金の支払い」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村

国民年金保険料免除・納付猶予制度

国民年金保険料の毎月の納付が困難な場合は、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。保険料免除や納付猶予になった期間は年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めたときに比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。※納付猶予になった期間は年金額には反映しません。受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める必要があります。



「国民年金保険料免除・納付猶予制度」に関するお問い合わせ先
→最寄りの年金事務所

住宅ローンの債務弁済（支払い免除）

住宅ローンを契約している場合は、ローンを組む金融機関で「団体信用生命保険」の加入を条件にしていることが多く、「高度障害状態」に該当すると認められれば、ローンの残債務が弁済されます。ただし、条件は非常に厳しく「高度障害状態」に該当すると認められるのは難しいのが現状です。



「住宅ローンの債務弁済」に関するお問い合わせ先
→融資を受けた金融機関窓口

生命保険の高度障害認定

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険料の納付は終了して、契約のみを残す方法もあります。また、「高度障害保険金」は「高度障害状態」になったときに受け取れるもので死亡保険金と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。



「高度障害認定」に関するお問い合わせ先
→契約している生命保険会社

5 お子さんがある方が利用できる制度

教育費の支援制度があります。要件や申請の時期が異なるため、詳細はお問い合わせ下さい。

授業料に関する支援制度（返済の必要はありません）

対 象	制度名	支援内容	お問い合わせ先
高 校	就学支援金制度	保護者等の所得が一定未満の場合、申請して県の認定を受けることで、授業料等の納付が不要になります。失業等により世帯の収入が急変した場合にも授業料の減免があります。	〈公立高校〉 山形県教育庁教育政策課 電話 023-630-3395 〈私立高校〉 山形県学事文書課 電話 023-630-2191
高 校 (私立のみ)	山形県授業料 軽減費補助制度	私立高校では住民税非課税世帯に就学支援金に加え、授業料月額を上限とし更に補助があります。	山形県学事文書課 電話 023-630-2191

授業料以外に関する支援制度（返済の必要はありません）

対 象	制度名	支援内容	お問い合わせ先
小・中学校	就学援助制度	生活保護世帯、生活保護に準じる世帯を対象に学用品費、通学用品費、学校給食費などの一部を助成します。	各市町村教育委員会
高 校	奨学のための 給付金制度	住民税非課税世帯を対象として、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費など、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金です。	〈公立高校〉 山形県教育庁高等教育課 電話 023-630-2513 〈私立高校〉 山形県学事文書課 電話 023-630-2191

奨学金制度（返済の必要があります）

対 象	制度名	支援内容	お問い合わせ先
高 校	山形県高等学校 奨学金制度	経済状況に加え、学業成績の要件もあります。	山形県教育庁高等教育課 電話 023-630-2513
大学、大学院、 短期大学、高 等専門学校、 専修学校（専 門課程）	独立行政法人 日本学生支援 機構の奨学金	貸与型奨学金には、利息の付かない第一種奨学金と、利息の付く第二奨学金があり、経済状況に加え、学業成績の要件もあります。返還に関しては、経済困難等を理由とした減額返還制度や、変換期限猶予制度も用意されています。	〈申し込みに関して〉 在籍する学校の奨学金窓口 〈返還に関して〉 (独)日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 電話 0570-666-301
大学、 専修学校	その他市町村 奨学金等	上記以外にも市町村や民間運営されている奨学金があります。	県ホームページで「奨学金」と検索

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭のお子さんの進学のための就学資金をはじめ、お母さんやお父さんの自立のための技能習得資金や就職支援資金を無利子または低利で貸し付ける制度です。

貸付対象：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方、それに準じる方
また、お子さんの就学や就職の為に資金はお子さん本人が借りることも可
資金の種類：就学資金（お子さんの高等学校、専門学校、大学等に就学するための経費）
就学支度資金、技能習得資金、就職支度資金、修業資金 など



「母子父子寡婦福祉資金」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村

6 その他生活に困ったときに利用できる制度

生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者または高齢者に対し、低利または無利子で資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立等の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

貸付種別：総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金、
教育支援資金（教育支援費・就学支援費） など



「生活福祉資金貸付制度」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村社会福祉協議会

生活保護制度

病気や事故など様々な理由で、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その後の自立を助長する制度です。支給される保護費は地域や世帯の状況によって異なります。



「生活保護制度」に関するお問い合わせ先
→お住まいの市町村

**若年性認知症の人と
支援者のためのガイドブック**

令和5年3月

編集・発行：山形県健康福祉部高齢者支援課
〒990-8570
山形市松波二丁目8-1
電話 023-630-2158
FAX 023-630-3321

